

広島県思いやり駐車場利用証交付制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等用駐車区画における適正利用の推進及び当該駐車区画を安心して利用できる駐車環境の提供並びに互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らすことを目指す県民意識の醸成を目的として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦等のうち駐車区画の確保に特に配慮を必要とする人に対し障害者等用駐車区画の利用証を交付する「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」（以下「利用証制度」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等用駐車区画 車いす使用者及び身体の機能上の制限を受ける高齢者、障害者等の利用に供するため、スーパーマーケット等の施設又は駐車場の出入口付近に設けられた幅3.5m以上の駐車区画（以下「車いす使用者等用駐車区画」という。）並びに障害者等の利用に供するために当該区画に隣接して設けられた駐車区画（以下「プラスワン駐車区画」という。）
- (2) 思いやり駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「駐車場設置者等」という。）の申し出により利用証制度の適用を受ける障害者等用駐車区画
- (3) 思いやり駐車場利用証 思いやり駐車場の駐車時に利用証制度の対象者（以下「利用証使用者」という。）が運転又は同乗している車両であることを明らかにするための証明書（様式第1号。以下「利用証」という。）
- (4) 思いやり駐車場案内掲示板 利用証制度の対象となる駐車区画であること並びに当該駐車区画の利用証使用者の区分を明確にするため、思いやり駐車場に掲示する掲示板（様式第2号。以下「掲示板」という。）

(広島県等の役割)

第3条 広島県（以下「県」という。）は、利用証の交付及び交付状況の管理を行うとともに、思いやり駐車場の確保等により、利用証使用者が安心して利用できる駐車環境の提供に努めるものとする。

- 2 県との共同事業として利用証制度を実施することに合意した市町（以下「共同実施市町」という。）は、県と共同して利用証を交付するとともに、その実施に要する経費（利用証及び掲示板の作成にかかる経費を除く。）を負担するものとする。
- 3 利用証制度に協力するために広島県思いやり駐車場利用証制度協力施設登録申出書（様式第3号）を県に提出した駐車場設置者等は、掲示板の設置等により思いやり駐車場の適正利用の確保に努めるものとする。
- 4 県民（利用証使用者を含む。）は、利用証制度の趣旨を理解するとともに、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らすことを目指す「福祉のまちづくり」の精神に基づき、思いやり駐車場を適正に利用するものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 県及び共同実施市町は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）に対して、利用証を交付する。

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等及び妊産婦のうち、別表1に掲げる基準に該当する者
- (2) 次の者のうち、医師の診断書、意見書又は公的機関の証明書等（以下「診断書等」という。）により、思いやり駐車場の利用が必要であると認められる者
 - ア 身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、別表1に掲げる基準に該当しない者
 - イ 発達障害等により、歩行の際に介助者の特別な注意を必要とする者
 - ウ けが等により、車いす、杖等の補そう具の使用を必要とする者等（以下「けが人等」という。）

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島県思いやり駐車場利用証交付申請書（様式第4号）を、県又は共同実施市町の交付窓口に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請に当たって、別表2に掲げる書類等を交付窓口に提示しなければならない。

(利用証の交付等)

第6条 県及び共同実施市町は、申請者が交付対象者であると認めた場合に、申請者に対して利用証を交付するものとする。

- 2 利用証は、交付対象者1人につき1枚を交付するものとする。
- 3 申請者に交付される利用証の有効期間は、別表3に掲げるとおりとする。なお、有効期間の満了後に引き続き利用証を使用しようとする者は、有効期間の満了日までに、改めて第5条の申請を行うものとする。
- 4 申請者が交付窓口において利用証を受け取ることができない場合は、代理人（利用証の受取権限受任者）又は郵送により利用証を受け取ることができるものとする。なお、郵送による受取は、郵送による申請を行った本人に限るものとする。
- 5 交付された利用証は、利用証使用者が運転又は同乗する車両を思いやり駐車場に駐車する際に、ルームミラー等の車両前部の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

(交付申請の特例)

第7条 交付対象者（第4条第1号に掲げる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び高齢者に限る。）が会員として所属し、そのうち10名以上が利用証の交付を希望する団体等（法人格を有する団体等に限る。以下「特例団体等」という。）から、県又は共同実施市町に広島県思いやり駐車場利用希望者名簿（様式第5号。以下「名簿」という。）が提出された場合は、名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）から利用証の交付申請があったものとみなすものとする。

- 2 前項の特例団体等は、会員名簿等により名簿登載者の第4条各号への該当を確認した上で県又は共同実施市町に名簿を提出することとし、名簿の提出に当たっては別表2に掲げ

る書類の提示に代えて法人の定款若しくは寄附行為及び会員名簿の写しを提出するものとする。

3 名簿の提出を受けた県又は共同実施市町は、名簿登載者の人数分の利用証を、当該名簿を提出した特例団体等に交付するものとする。

4 利用証の交付を受けた特例団体等は、名簿搭載者に対して、速やかに利用証を交付するものとする。

(利用証の再交付)

第8条 利用証使用者が紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、広島県思いやり駐車場利用証再交付申請書(様式第6号)を第5条の交付窓口に提出するものとする。

(利用証の返却)

第9条 利用証使用者は、第6条第3項の有効期間の満了又は利用証を使用する必要がなくなった場合(県外へ転出した場合を含む。)においては、利用証を、広島県思いやり駐車場利用証返却届(様式第7号)に添えて、速やかに交付窓口に返却するものとする。

2 県は、利用証使用者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該利用証使用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 第4条各号に定める者に該当しなくなった場合

(2) 利用証を本人以外の者に貸与若しくは使用させ(利用証使用者本人が同乗する場合を除く。)、又は譲渡した場合

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 県外へ転出した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、思いやり駐車場の管理及び運営に支障を生じさせた場合(変更等の届出)

第10条 利用証の使用者は、広島県思いやり駐車場利用証交付申請書(様式第4号)の内容に変更が生じた場合は、広島県思いやり駐車場利用証変更届(様式第8号)を、第5条の交付窓口に提出するものとする。

2 届出者は、前項の届出に当たっては、当該変更事項が確認できる書類を交付窓口に提示するものとする。

(臨時利用証の交付)

第11条 県は、第6条第1項の交付を受けた利用証の使用者(以下、この条において「利用者」という。)が、別表第4に掲げる施設の管理者が設置する思いやり駐車場を利用するために、必要があると認めた場合には、利用者の希望に応じて、利用期限を定めた臨時の利用証(以下「臨時利用証」という。)を交付するものとする。

2 利用者は、臨時利用証の交付を希望する場合には、県が定める期限までに、広島県思いやり駐車場臨時利用証交付申請書(様式第9号)を県へ提出することにより、申請を行うものとする。

3 臨時利用証は、様式第10号によることとし、県は、交付する際には、利用施設及び利用期限を臨時利用証に明示するものとする。

4 臨時利用証の交付を受けた利用者は、その使用が終了又は使用する必要がなくなった場合には、速やかに臨時利用証を廃棄するものとする。

(制度の広報)

第12条 県及び共同実施市町は、思いやり駐車場が、互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らすことを目指す「福祉のまちづくり」の精神に基づいて利用されるべきものであることに鑑み、その精神を県民に浸透するよう広報に努めるものとする。

(利用証の相互利用)

第13条 県以外の地方自治体において、同様の制度による利用証の交付を受けている者は、当該利用証を掲示することにより、対象区画を利用できるものとする。

2 駐車場設置者等は、県以外の地方自治体が交付した利用証について、第4条に掲げる利用証と同様に扱うものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

なお、第5条の交付申請及び第7条の利用希望対象者名簿の受付開始日は、県健康福祉局長が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月28日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1に掲げる妊産婦(⑥)の交付基準について、この要綱の施行の日前の利用証の交付においても、利用証使用者の希望に応じて適用することができる。

3 前記の場合において、既に利用証の交付を受けている者の交付窓口への手続は、第5条に規定する広島県思いやり駐車場利用証交付申請書(様式第4号)の提出することをもって行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

第 4 条第 1 項に掲げる者にかかる交付基準は、次による。

① 身体障害者 次表の等級に該当する者

区 分		等 級
視覚障害		4 級以上
平衡機能障害		5 級以上
肢体不自由	上肢	2 級以上
	下肢	6 級以上
	体幹	5 級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
	移動機能	6 級以上
心臓機能障害		4 級以上
じん臓機能障害		4 級以上
呼吸器機能障害		4 級以上
ぼうこう又は直腸の機能障害		4 級以上
小腸機能障害		4 級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上
肝臓機能障害		4 級以上

② 知的障害者 療育手帳の障害程度欄がマル A 又は A の者

③ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が 1 級の者

④ 難病患者 特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者

⑤ 高齢者等 介護保険の要介護状態区分が要介護 1 以上の者

⑥ 妊産婦 単胎児：妊娠 7 か月から出産後 2 年までの者（ただし、出産後は 2 歳以下の乳幼児と同伴の場合に限る。）
多胎児：妊娠 7 か月から出産後 3 年までの者（ただし、出産後は 3 歳以下の乳幼児と同伴の場合に限る。）

別表 2（第 5 条関係）

第 5 条第 2 項に定める交付窓口に提示しなければならない書類等は、次のとおり。なお、代理人が利用証を受領する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証、保険証等）を交付窓口に提示すること。

(1) 第 4 条第 1 号に定める者

① 身体障害者 身体障害者手帳

② 知的障害者 療育手帳

③ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

④ 難病患者 特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証

- ⑤ 高齢者等 介護保険被保険者証
 - ⑥ 妊産婦 母子健康手帳
- (2) 第4条第2号に定める者
医師の診断書、意見書又は公的機関の証明書等

別表3（第6条関係）

第6条第3項に定める利用証の有効期間は、次のとおり。

- (1) 第4条第1号に定める者
- ① 妊産婦 単胎児：妊娠7か月～出産予定日から2年を経過した日の属する月の末日までの期間
多胎児：妊娠7か月～出産予定日から3年を経過した日の属する月の末日までの期間
 - ② その他の者 交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間
- (2) 第4条第2号に定める者
診断書等により必要と認められる期間

別表4（第11条関係）

第11条第1項に定める臨時利用証を交付する施設は、次のとおり。

施設名	所在地
広島空港	広島県三原市本郷町善入寺64-31